

大飯原発3・4号運転停止行政訴訟 第2回法廷報告

「技術違反が後で判明した場合には、行政としてどのような処置がとれるのか、とるのか」(裁判長)

10月19日、大飯原発運転停止を求める行政訴訟の第2回法廷が、大阪地裁202号法廷で行われました。今回は大法廷ということもあって、開始前には2階の大法廷の前から、階段を通過して1階まで傍聴希望の長い列ができました。約80人の原告、支援者で傍聴席はほぼ埋まり、11時30分から始まりました。

原告側は10月16日付けで準備書面(1)を提出しました。この内容は、被告・国の答弁書に対する反論と、大飯3・4号機の運転停止の根拠法令を電気事業法第40条技術基準適合命令に変更すること、内容的には制御棒挿入時間が技術基準に違反していることとF-6破砕帯が活断層である疑いがあるため「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」に反するという大きな2つの争点でまとめています。

◇「技術違反が後で判明した場合には、行政としてどのような処置がとれるのか、とるのか」

(裁判長)

この日の裁判は、わずか15分ほどの短いものでした。最初に原告側が運転停止の根拠法令を電気事業法第40条に変更することについては、被告・国も裁判所も認めました。

その後、非常に重要な点を裁判長は被告に問いました。被告・国は答弁書で、原発の規制は段階論であって、制御棒挿入時間のような原子炉設置許可当初の基本設計に関する問題を、後から遡って問題にすることはできないと述べています。これに対して裁判長は「被告の答弁書の内容だと後日わかっては適合しないということだが、その根拠を説明してほしい。また後で技術基準違反が判明した場合には、行政としてどのような処置がとれるのか、とるのかを明らかにしてほしい」と問いました。これを国が次回までに答えることになりました。後の集会で弁護士から説明を受けましたが、国の答弁書の前提が崩れることになり非常に大きなことだと指摘されました。

一方、裁判長は原告に対して、原告適格に関して、原発からの距離や居住地など具体的な資料を提出してほしいと求めました。

次回期日を決める段になって、国は「時間がほしい。年明けでお願いしたい」と時間稼ぎに出てきました。なぜそんなにかかるのかということについて「規制庁ができ、規制する法律も変わるので…」と理由を言いましたが、すかさず原告側弁護団から「問題にしているのは旧法で変更以前の問題である。そんなに時間のかかることではない。年内にお願いしたい」と強く申し入れました。結局、文書は年内の12月25日まで、次回法廷は1月18日(金)の午後2時から202号大法廷ということになりました。

◇報告会では弁護団と活発な議論

法廷の後、近くのホテルの会場で報告集会を行いました。約60人が参加して立ち見になるほどでした。弁護団からは4人が参加されました(冠木弁護士、武村弁護士、大橋弁護士、瀬戸弁護士)。それぞれの弁護士から、今日の裁判のポイントや準備書面



(1) の内容が紹介されました。

原告適格の問題については、「安全協定では隣の隣の県はダメだとかいわれているが、原告適格ではどうなるのか」「福島事故の後は全国区の問題ではないか」「風向きとか、びわ湖の水とかも問題では」「将来生まれてくる子どもたちは原告になれないのか」等々、いくつも質問が出され活発な議論になりました。

その後、小山さんから、制御棒挿入性の問題で、国は1560ガルでも基準値「2.2秒程度」で入るといっているが、元の資料によると実は2.2秒を大幅に超える。「程度」なんて大ウソだと説明されました。

アイリーンさんは大飯原発の活断層の調査団が17日に決まったこと、調査団にはこの問題に警告を発してきた東洋大学の渡辺満久さんが入ったことを紹介。「まずはこれまでのみんなの成果です」というと、会場から大きな拍手が起こりました。その上で「これはスタートです。がんばりましょう」と呼びかけました。

また、佐賀から玄海原発裁判・原告団の石丸さん、於保（おぼ）さんが来られ挨拶していただきました。

武藤さんは、京都と大阪で行った裁判の学習・座談会の様子を紹介し、少人数でどんな疑問でも出して議論しやすい雰囲気のできたこと、今後も各地で開催していきましようと呼びかけました。

◇次回、1月18日午後2時から 202号大法廷に集まろう

大飯原発の活断層調査については専門家の調査が11月2日に行われ、4日にはその評価会合がもたれます。国、関電は必死に否定してくると思われませんが、いい加減な調査にならないよう、ぜひ監視していきましょう。

関電相手の次回の仮処分裁判は11月28日午前10時です。

行政訴訟の次回は1月18日（金）午後2時から同じ202号大法廷です。再びたくさんの傍聴で裁判に注目していきましょう。

関電相手の仮処分裁判 第7回審尋

11月28日（水）午前10時～
508号法廷

（仮処分のため傍聴は原告に限られます）

★9：15～9：45

裁判所前で生の声のアピール行動

国相手の行政裁判 第3回法廷

1月18日（金）午後2時～
202号大法廷

★傍聴は原告に限らず、誰でも入れます。約100名の傍聴席がありますので、ぜひお越しください。

大飯原発3・4号運転停止行政訴訟原告団

連絡先：〒530-0047大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階美浜の会気付

TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581 E-mail:mihama@jca.apc.org

2012.10.23.